

(2) 利用目的による検討について

◆ 令和3年11月1日の新庁舎開庁に伴い、旧庁舎については、財産区分の変更及び用途廃止を含めた普通財産への切り替えの対応を行った。

① 耐震性からの検証

財産区分	耐震強度(Is 値)	R3. 11. 1 の財産区分	想定される利用形態
(用途廃止) 旧本庁舎 (S34) ※1・※2・※3	0. 2 4 5	行政財産 (公用財産) から普通財産に移行	現段階において利用目的はない
教育センター (S40) ※1・※2・※3	0. 5 5	行政財産 (公用財産) から普通財産に移行	現段階において利用目的はない
(用途変更) 北庁舎 (S34) ※4	0. 6 9	庁舎としての主たる目的ではなく、付属施設として必要なため行政財産として引き続き利用する	執務室、倉庫、会議室、貸部屋 (目的外使用)
中庁舎 (S49) ※4・※5	0. 6 1	庁舎としての主たる目的ではなく、付属施設として必要なため行政財産として引き続き利用する	執務室、倉庫、会議室、作業スペース

※1 旧本庁舎、旧教育センターを活用するためには、利用者の安全性を確保するため一般公共建築物に適用される耐震強度 (Is 値) 0. 6 を確保するための耐震補強工事並びに付帯する関連工事を行う必要がある。

※2 現段階において施設の明確な利用形態はない。

※3 羽島市公共施設等総合管理計画における管理に関する基本的な方針において、「旧庁舎については、他施設からの機能移転や複合化等による利活用の検討を行い、不要となる場合は廃止する。」ことが掲げられている。

※4 中庁舎及び北庁舎については、新庁舎を補完する付属施設として活用することができるほか、他の公共施設の代替的な役割も担うことが考えられる。

※5 中庁舎は、電気系統が旧本庁舎に組み込まれており、旧本庁舎と切り離し、単独施設として再整備を行う場合においては、整備工事費用約3, 300万円のほか、2階の出入口確保の工事費用などが必要となる。

② 新たな有効利用の検討

資料 2

◆ 下記の施設等が現在市内に整備されている主な公共施設であり、現段階において市民生活又はまちづくりに必要な公共施設は充足している。

(視点1) 現存する行政機能を旧庁舎に移転して保持する必要性がある施設の検討。

(視点2) 旧庁舎を、最小限の補修等を施し、保存すべき利用の検討。

施設類型	市所有施設
コミュニティ施設	各コミュニティセンター（10箇所） 福寿地域交流センター
市民文化施設	市文化センター（不二羽島文化センター） 中央公民館 市民会館
社会教育施設	図書館 歴史民俗資料館・映画資料館 竹鼻町屋ギャラリー
観光施設	はしま観光交流センター（ぐるっと羽島） 竹鼻まつり山車会館
子育て支援施設	放課後児童教室 児童センター
福祉施設	老人福祉センター（羽島温泉） はしま福祉サポートセンター いきいき元気館 発達支援センター 福祉ふれあい会館
防災施設	防災ステーション
その他	商工振興センター

※ 施設類型としては、上記のほか、スポーツ施設、消防・水防施設、供給処理施設、上・下水道施設がある。